

2015(平成27)年度 法学既修者入学試験問題(8月試験)

商 法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は, 表紙及び余白を含めて4ページで, 問題は1問ある。
2. 解答用紙は3枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示によること。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

〔問題〕

X社は、Z市に本社を置く株式会社であり取締役会設置会社である。バス事業を中心とした交通産業を主な事業としている。この10年ほど、沿線の人口減などにより業績が悪化したため、近年、路線の整理や遊休資産の売却などを通して、経営の改善を図ってきた。

平成α年度の定時株主総会までは、X社の取締役は、創業者で同社の大株主であるY1のほかY2～Y5の計5名であり、Y1のみが代表取締役であった。この定時株主総会でX社は、金融機関等から派遣された取締役等の選任要請を受け入れ、留任したY2を除き、その他のY1を含む全取締役が入れ替わった。また、総会後に開催された取締役会でAが代表取締役に選定された。

以上を前提に、以下の小問(1)～(3)に答えなさい。なお、設問は互いに独立しているものとする。

- (1) Aらは取締役就任後ただちに、今後の経営方針を定めるため、Y1らによる経営を検証した。検証の過程で、Y1らの在任中、遊休資産売却を進める中、X社所有の土地をY1に1億円で売却していたことが判明した。ところが、売却当時の適正価格は1億4000万円であった。その後、Y1はこの土地を事情を知らない第三者に転売している。

このY1への売却に際して、X社の取締役会は承認等を行っていない。この時、X社は当時の取締役Y1～Y5に対してどのような主張ができるか、またその主張は認められるべきか検討しなさい。(35点)

- (2) Y1らの取締役在任中、X社とY1との間で(1)と同様の土地取引がなされた。Aらが検証を進めると、取締役会議事録にこの土地の売却が、重要事項を開示した上で承認された記録があり、実際にこの取締役会が行われていたことが分かった。この取締役会議事録によると、Y1は議決に加わらず、Y2が1億4000万円相当の土地を1億円で売却することを問題視し異議を留めたことが記録されていた。他方でY3～Y5については、特に個別の発言について記載はなく、取引相手を探す手間と時間を考慮して他の売却先を検討することなく売却先を決めた旨の記載があった。Aはこの取引を問題視し、Y1～Y5の5名を相手取り損害を回復したいと考えている。Aはこの損害の回復のためにどのような主張をすることができ、その主張は認められるか検討しなさい。(30点)

(3) 取締役が入れ替わった平成 α 年の株主総会において、X社は定款を変更し取締役の任期を1年としていた。翌年である平成 β 年の株主総会において、Y1はX社に復帰したいと考え、自らを含む5名の取締役の選任を内容とする株主提案を行った。この提案は、取締役全員の留任を内容とする会社側提案とともに適正な手続きのもと総会に上程された。ところが、Y1は株主総会の3日前に病気で倒れ、総会出席が困難となった。そこで、Y1は妻であるBに議決権の代理行使をさせるべくB代理人とする委任状を作成した。Bが委任状を携えて、会場に向かったところ、X社は、「Bは代理人となる資格がないので入場できない」として入場を許さなかった。そこで、Y1は取締役選任決議の取消を求めて訴えを提起した。この訴えが認められるか否かを検討しなさい。

なお、X社の定款には「株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、議決権を行使することができる当会社の株主に限る。」という規定が置かれており、BはX社株式を有していない。 (35点)

余白